

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年7月30日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章		

4 欠席委員

18番 阿部 洋子

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第30号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第31号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第32号	農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第7	議案第33号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他(行事予定)	

6 会議録署名委員 2番 森 信幸 3番 長友 順子

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、7月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、7月の諸報告をさせていただきます。 1日、午前9時から川南町農業者年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会が開催され、会長が出席されました。 同日、午後1時から移動農業会議が第3会議室で開催され、会長と職務代理者が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 14日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 22日、農地転用等審査会、第3小委員会を開催しました。 本日、7月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	2番	議長、2番。 7月10日、午前9時より役場第3会議室で15番委員と農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 2番 森 信幸(もり のぶゆき)委員 3番 長友 順子(ながとも じゅんこ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りいたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第30号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第30号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第30号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	4番	議長、4番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、鵜戸の本の真ん中あたりで高速道路のすぐ東側にある田んぼです。渡手が管理しきれないということで家族で相談し、土地の条件も悪いので、この農地を以前から耕作してもらっていた受手に贈与することになったようです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	9番	議長、 9番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、祝子塚の公民館から西側に100m位行くと右手に斜めに入る道がございますが、その道を入れて行くと右手の畑地になります。現在は、芝が植わっております。合意解約があった後の案件になります。受け手は、法人ですが農業は初めての様です。法人のグループの会長が農業をやりたいということで、内容は、トマトの水耕栽培とのことです。ここは、ちょうど畑かんが入っておりまして、条件が良いとのことです。ビニールハウスなどの施設は、自己資金ですべて賄うようです。水耕栽培は、水耕栽培の設備屋さんからノウハウを聞いてやっていくとのことでした。土地は7反ありますが、3反をトマト、残りでかぼちゃを栽培するということでもあります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。 それと解除条件付きの貸借となりますが、1年間貸借をしてその後は買取をしたいということでした。1年間で経営が難しいとなった場合は、元の更地に戻して返すとの条件付きの案件でございます。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、 3号 。
3号 補足説明	11番	議長、 11番 。 3号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。渡手は東平下地区でブロイラー経営を行っていました信商の社長さんです。今回、信商のブロイラー経営を児湯食鳥さんにすべて譲渡することになったようです。もともと鳥フルなどの時の埋却地用として確保していた土地になるのですが、経営を譲渡するということで必要がなくなったため、売却したいということで、児湯食鳥に務めていらっしゃる受け手が買うという運びになったようです。詳しく聞くと児湯食鳥さんが経営をするなかで鳥インフルなんかが出た場合は、埋却地として活用したいということでしたが、普段は、耕作して作物を作りたいとのことで、現在は、ほとくりが生えていて手つかずの状態でしたが、10月からにんにくの植付を計画しているとのことでした。場所は、信商さんのブロイラーのすぐ近く南側になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。
	議長	次に、4号 。
4号 補足説明	11番	議長、11番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。ここも先ほど説明しました信商さんの会社自体が児湯食鳥さんに譲渡されるということで、3筆ありますが、このうちの1筆は先ほど説明しました信商さんのブロイラーの鶏舎のすぐ南側になります。他の2筆は、ちょっと離れたところにありまして、綿打上というところで現地確認を15番委員にお願いして、報告を受けました。現在は、荒れた状態でしたが、この土地も10月からニンニクを植付を計画しているものだと思います。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	4番	議長 4番 15番委員が調査した場所はどこになりますか。
	15番	議長 15番 プラッツに行く道に右側に茶園がありますが、その手前の荒れている畑です。
	議長	他にないですか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、許可することといたします。
	議長	次に、5号 。
5号 補足説明	2番	議長、2番 。
		5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりでございまして、親子でございます。通山の平山商店の交差点から高鍋の方に行ったところから西はチキンフーズに囲まれたハウスになります。すべて親子のハウスなのですが、名義が息子、お父さん、お母さんになっていて、そのうちお父さんの名義のものを息子に贈与するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、 6号 。
6号 補足説明	6番	議長、 6番 。 6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地は、すでに受け手が所有する農地と合わせて1枚にして耕作しております。その分を今回売買するという事です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第31号 5条承認	議長	【日程第 5】 議案第31号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第31号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	4番	議長、 4番 。 第3小委員会の委員長報告を行います。 22日に事務局の説明を受け、現地を確認しました。セリアの西側の入口付近でした。大阪の家を売り払って、そこに家を建てるということでした。許可相当と判断しました。担当委員の補足説明をお願いします。
	議長 議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号 。
1号 補足説明	8番	議長、 8番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は委員長報告でありましたとおりです。受け手は、渡し手の娘婿になる方で現在、55、6歳で早期退職予定で、家が出来次第、こっちに来るとのことでした。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地という理由から、第3種農地と判断されるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。
	議長	御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第32号 促進(中間	議長	【日程第 6】 議案第32号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第32号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号から4号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号から4号 補足説明	13番	議長、13番 。 1号から4号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。特例事業による売買になります。場所は、元町議の自宅の北側の土地になります。現況は、1号から3号の4筆が1枚になった畑で利用されています。最初に1号の土地について売りたいとの希望があり、今回の買手の父親に話を持って行ったところ、1枚になっている土地全ての方が都合がいいので、そちらもまとめてくれな いかということで、2号と3号の方に購入したい人がいるがどうかと話を持っていきましたところ、協力いただけることになり、価格交渉に進みました。まとまって1町近くあること、進入路が3か所あること、隣接する竹やぶを伐採したことにより、日当たりがよくなったことで優良農地といえることから、自己評価で反当55万くらいかなということで、買手に話を持っていきました。始めは、それでいいかということでしたが、地域の方に相談したところ、ちょっと高いのでは？もう一度40万台で話をしてもらえないかとのことだったので、3件の方の所へ行って49万ではどうでしょうかと話をもっていっただのですが、どうしても売りたいという方ではないので、手取りで50万以下では売らないということでしたので、中間管理機構がとる手数料を加味して反当51万で売手と買手に納得してもらい、今回の案件となりました。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号から4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から4号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第33号 促進(中間	議長	【日程第 7】 議案第33号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第33号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、90件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号から60号までの60件、更新が61号から70号までの10件、新規が71号から90号までの20件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号から60号	議長	1号から60号 までの耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	17番	議長、17番 。 以前の借手のアグリパートナーと日本自給飼料生産普及センターの関係は？
	議長	知りえる範囲で話しますと別会社であります、親会社と同じであるという関係にあります。アグリパートナーは、整地などの土木部門を自給飼料センターは、飼料生産をとということらしいです。
	13番	議長、13番 。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		自分も確認でアグリパートナーで話を聞いたのですが、自給飼料センターが本格的に稼働すると新富町、西都市、高鍋町にも飼料を供給するとのことで、すでに3500ロール位注文が来ている全然足らなくて、空地を探しているのによろしくとのことでした。
	議長	他にありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から60号 については、承認することといたします。
61号から70号	議長	61号から70号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	61号から70号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、71号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	71号、72号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
71号、72号 補足説明	13番	議長、13番。 71号、72号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。中間管理による賃貸借になります。前回は、貸手と借手が直接契約していたものを中間管理を通しての賃貸借にするということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	71号、72号 について、担当委員の補足説明が終わりまし

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		た。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	71号、72号 については、承認することといたします。
	議長	73号、74号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
73号、74号 補足説明	13番	議長、13番 。 73号、74号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸手は71号の母親で内容は同じです。直接契約していたものを中間管理を通しての貸借にするということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	73号、74号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	73号、74号 については、承認することといたします。
	議長	75号、76号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
75号、76号 補足説明	1番	議長、1番 。 75号、76号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。こちら先ほどの案件と同じもので、貸手と借手が直接契約していたものを中間管理を使って契約するというものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	75号、76号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	75号、76号 については、承認することといたします。
77号、78号 補足説明	議長	77号、78号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	2番	議長、2番 。 77号、78号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これは、坂の上のアグリピアおすずのトレーニングハウスの件でございまして、使用貸借となっています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	77号、78号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	77号、78号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	79号、80号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
79号、80号 補足説明	2番	議長、 2番 。 79号、80号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これも坂の上のトレーニングハウスの使用貸借の案件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。
	議長	79号、80号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	79号、80号 については、承認することといたします。
	議長	81号、82号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
81号、82号 補足説明	2番	議長、 2番 。 81号、82号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前から借手が耕作していたもので、今回、中間管理事業での契約になります。場所はカリタス保育園の道路の反対側の広い畑です。使用貸借となっておりますけれども反当1万円の賃貸借で自分で現金を持って行って支払うとのことです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。
	議長	81号、82号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	81号、82号 については、承認することといたします。
	議長	83号、84号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
83号、84号 補足説明	10番	議長、10番 。 83号、84号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これも坂の上から松原へ向かうところのハウスの一角でトレーニングハウス出身の借り手への使用貸借になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	83号、84号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	83号、84号 については、承認することといたします。
	議長	85号、86号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
85号、86号 補足説明	5番	議長、5番 。 85号、86号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。以前から延岡の貸手が高鍋町の借手とで賃貸借していたものですが、現地は、竹やぶになっていました。貸手の娘さんにどういふことか尋ねたところ、借手の夫が入院しており、耕作できなかった。ということでした。ここ何十年もほったらかしにしているような土地ですが、借手に話を聞くと畑をやるということでした。突き詰めていくと目的がはっきりせず、許可が出る案件ではないと思うところもありますが、お金が動くこともあり、認めざるを得ないのかなと思います。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	85号、86号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	4番	議長、 4番 。 こういう、貸借していても耕作していない農地を再度、許可するのは、いかがなものかと思います。
	議長	只今、御意見がありましたが、これに対して御意見はございませんか。
	8番	議長、 8番 。 今まで荒かしているのならば、詮議が必要と思います。
	5番	議長、 5番 。 周りは、きれいですが、ここだけ、藪です。地面は見えません。多分、沼地みたいなどころではないかと思う。その土地にこだわっていることもおかしいと思うし、草刈りを農業委員にしてもらえんと思っていたり、安易に考えているようです。
	事務局	議長、事務局

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		補足をさせていただきます。この案件は、今までの農地法による賃貸借であったものを終期に伴い、今回、中間管理事業での貸借に切り替えるというもので、借手が認定農業者でないで、農業者であるかを農地課を通して中間管理機構側で協議をされたとのこと。落花生、エンドウ豆、九条ネギを作付けする。とのこと。担い手に位置づけられていないことから中間管理機構が宮崎県農業振興公社と協議をしているようです。町としては、借り受け希望者が作付けをすると意欲を示していることから、将来的にも耕作していただけるとの見込みで権利の設定ができるものと中間管理機構には伝えているようです。と事前に協議をしているようです。
	5番	議長、 5番 。 少しずつ、竹を切りながら畑にするということでしたが、草刈りは農業委員がやってくれるものという認識であった人が、本当にできるのか不安なところではある。
	4番	議長、 4番 。 この件については、口でやると言っているだけでは解決しないので、保留にしたらどうでしょう。
	議長	保留にしたらという意見がありましたが、意見はございませんか。
	11番	議長、 11番 。 この借手になれる方は、年齢的にはいくつくらいの方ですか。耕作する意欲はあるということでしたけど。
	5番	議長、 5番 。 電話の感じでは、若かったです。ただ、問題なのは、旦那さんが入院しているということです。一人では難しいと感じる。大分前から借りているが耕作放棄地というか藪になっている状況をみると非常に難しいと思います。
	2番	議長、 2番 。 本人が改善しますと言っている以上は、信じないといけないと思いますが、実際にするかどうかは、わからないので、この案件については、元の状態に復帰した時点で許可しますという条件つけたらと思うのですが、どうでしょうか。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
	3番	議長、3番。 2番委員が言われたとおり、元通りにして、改めて賃貸借を結んだ方がいいのではないかなと思います。
	議長	この案件は、保留にしましょうか。
	委員	《異議なし》の声
	議長	はい、この案件は、保留にします。
	議長	87号、88号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
87号、88号 補足説明	7番	議長、7番。 87号、88号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借手が1筆は、キュウリを作っているのを確認しました。あと2筆はキャベツを作るとのことでした。貸手と借手は親戚だということで使用貸借になっています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	87号、88号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	87号、88号については、承認することといたします。
	議長	89号、90号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
89号、90号 補足説明	14番	議長、14番。 89号、90号について補足説明いたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、川南病院の入り口付近を南側に入っていき、小野養豚さんまでのちょうど中間位にある道沿いの農地です。きれいに整地してありましたが、何が植わるかは分かりません。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	89号、90号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	89号、90号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会7月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 貸手の都合が1件、借手の都合が3件、耕作者の変更が66件、所有権の移転が2件、中間管理機構への移行が1件の計73件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「8月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「8月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜公務災害補償申込みについて＞ ＜女性委員研修について＞ ＜農地中間管理権の設定について、一筆一契約である旨の説明＞ ＜耕作放棄地について、宮崎県農業会議にも確認したが、所有者に対する法的措置はない旨の説明＞
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。 ＜今後も耕作放棄地の対策について検討していく。との結論。＞
	2番	＜活動記録簿の記録が交付金に算定に関係してくるのできちんと記録していただきたい旨の説明＞
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年7月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。